

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和4年3月14日（令和4年（行情）諮問第214号）

答申日：令和5年11月20日（令和5年度（行情）答申第447号）

事件名：令和3年度第1回指導対象保険医療機関等選定委員会資料等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、中国四国厚生局長（以下「処分庁」という。）が令和3年10月25日付け中厚発1025第14号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分の一部の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである（なお、資料の記載は省略する。）。

##### (1) 審査請求書

###### ア 審査請求の趣旨及び理由

(ア) 本件対象文書のうち、以下の部分は法5条6号柱書きに該当しないと考える。以下の部分を全て開示するよう求める。

a 法5条6号柱書きに該当せず、開示を求める部分〔別添資料1〕

(a) 「資料2 令和3年度第1回指導対象保険医療機関等選定委員会」の不開示部分のうち、「医科 様式C—A, C—B及びC—F」の「内容を具体的に記載してください」欄。具体的には、下記i)～iv)の「内容を具体的に記載してください」欄

i) 資料2 7頁 医科 様式C—B 医科・選定基準別個別指導実施予定保険医療機関名簿B（以下「不開示部分①」

又は「本件不開示部分①」という。)

ii) 資料2 29頁 医科 様式C-A 医科・選定基準別個別指導実施予定保険医療機関名簿A (以下「不開示部分②」又は「本件不開示部分②」という。)

iii) 資料2 30頁 医科 様式C-B 医科・選定基準別個別指導実施予定保険医療機関名簿B (以下「不開示部分③」又は「本件不開示部分③」という。)

iv) 資料2 34頁 医科 様式C-F 医科・選定基準別個別指導実施予定保険医療機関名簿F (以下「本件不開示部分④」という。)

(b) 「資料3 令和3年度第1回指導対象保険医療機関等選定委員会 議事録」の不開示部分のうち、「医科 C-A, C-B 及びC-Fのうち「内容を具体的に記載してください」欄の説明部分

具体的には、下記i)～iii)の不開示部分

i) 資料3 9頁 23行目から24行目 (以下「本件不開示部分⑤」という。)

ii) 資料3 10頁 16行目から17行目 (以下「本件不開示部分⑥」という。)

iii) 資料3 11頁 8行目から10行目 (以下「本件不開示部分⑦」といい、本件不開示部分①ないし⑥と併せて「本件不開示部分」という。)

(イ) 理由

本件開示請求で審査請求人が開示を求めた行政文書は、「中国四国厚生局岡山事務所において開催された2021年度の指導対象保険医療機関等の選定に関する選定委員会の議事録及び選定委員会における配布資料」である。

処分庁は、原処分において、本件対象文書のうち、上記(ア) a (a) i)～iv) 及び(ア) a (b) i)～iii) に記載した部分について、「指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があり、法5条6号柱書きに該当するためとして不開示とした。

しかし、審査請求人は、上記(ア) a (a) i)～iv) 及び(ア) a (b) i)～iii) に記載した部分については法5条6号柱書きに該当しないと考える。以下、その理由を述べる。

b 事実認定の前提

本件審査請求に当たり、前提となる事実を確認すると、以下のとおりである。

- (a) 処分庁は2017年度及び2018年度の本件対象文書に係る別件開示決定において、審査請求人が開示を求める部分を開示している

処分庁は、2017年（平成29年）5月1日付け中厚発第7号及び2018年（平成30年）5月14日付け中厚発0514第10号において、審査請求人が開示を求める上記（ア）a（a）i）～iv）及び（ア）a（b）i）～iii）に記載した不開示部分を開示している事実がある。[別添資料2][別添資料3]

- (b) 2015年10月27日付け平成27年度（行情）答申第429号の記載内容

総務省情報公開・個人情報保護審査会は、2015年（平成27年）10月27日付け平成27年度（行情）答申第429号の「第5 審査会の判断の理由」において、以下の考え方を示している。

(引用開始)

第5「2 不開示情報該当性について」(3)「イ 選定事由欄について」

(略) 記載内容がある欄には、情報提供の内容が具体的に記載されていることが認められる。そうすると、仮にこれを公にすると、より正確な事実の把握を困難にし、違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする等、ひいては各種指導、監査等に係る業務の適正な遂行に支障を来すおそれがあるとの諮問庁の説明は是認できる。しかしながら、空欄には、かかる情報は認められないことから、諮問庁の説明を是認することはできない。(以下略)

第5「2 不開示情報該当性について」(8)「ア 会議録の発言で不開示とされた部分について」「(イ) 情報提供に係る内容について」

(略) 情報提供に係る選定事由が具体的かつ詳細に記載されていることが認められることから、仮にこれを公にすると各種指導、監査等に係る業務の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあるとの諮問庁の説明は是認できる。空欄には、かかる情報は認められないことから、諮問庁の説明を是認することはできない。(以下「略」)

第5「2 不開示情報該当性について」(8)「(ウ) 個別指導の対

象保険医療機関の選定理由に関する事項及び選定事由に関する事項について」

当該部分は、個別指導の選定理由に係る情報が記載されている。これら保険医療機関が個別指導の対象として選定されたのは、情報提供以外の再指導、高点数及びその他による理由であるところ、仮に当該部分を公にしても正確な事実の把握を困難にし、違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする等、ひいては各種指導、監査等に係る業務の適正な遂行に支障を来すおそれがあるとは認められないことから、かかるおそれがあるとの諮問庁の説明を是認することはできない。(以下略)

(引用終わり)

(c) 2015年5月21日付け平成27年度(行情)答申第61号の記載内容

審査会は、2015年5月21日付け平成27年度(行情)答申第61号の「第5 審査会の判断の理由」において、以下の考え方を示している。

(引用開始)

第5「2 不開示情報該当性について」(2)イ

(略)不開示部分には、具体的な情報提供の内容が記載されており、これを公にすると行政への信頼が損なわれ、これまで社会正義の観点から情報の提供を行っていた者一般が情報提供をちゅうちょするなどの自制的な行動につながるおそれがあり、保険医療機関等に対する指導事務等の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあるとの諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

他方、当該部分のその余の部分は、具体的な情報提供の内容には当たらない記載及び具体的な情報提供の内容であっても、情報を提供した者が審査支払機関等であることが認められる。そうすると、仮にこれを公にすると、行政への信頼が損なわれ、これまで社会正義の観点から情報の提供を行っていた者一般が情報提供をちゅうちょするなどの自制的な行動につながるおそれがあり、保険医療機関等に対する指導事務等の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあるとの諮問庁の説明は是認できない。

(以下略)

(引用終わり)

(d) 2015年5月14日付け平成27年度(行情)答申第38号の記載内容(原文ママ)

審査会は、2015年5月14日付け平成27年度(行情)

答申第38号の「第5 審査会の判断の理由」において、以下の考え方を示している。

(引用開始)

第5「2 不開示情報該当性について」2(2)ア

(略) 被保険者等から診療内容又は診療報酬の請求に関する情報の提供があったものについて、その情報提供の内容が具体的に記載されていることから、仮にこれを公にすると、情報提供者が何らかの不利益を被る可能性がある等により、保険医療機関等に対する指導事務等の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあるとの諮問庁の説明は是認できる。

次に、(略) 当該部分は検察又は警察からの情報提供についての記載であることから、その不開示情報該当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、以下のとおり説明する。

当該部分の情報は、捜査過程において保秘を前提に情報提供されているものであり、仮にこれが公になると検察又は警察との信頼関係が損なわれるおそれがあり、今後、検察又は警察からの情報が得られなくなることが予想されるなど、保険医療機関等に対する指導事務等の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあるため、法5条6号柱書きに該当する。

当該部分を見分したところ、検察又は警察から情報の提供があったものについて、その情報提供の内容が具体的に記載されていることが認められるところ、仮にこれが公になると上記のようなおそれがあるとの諮問庁の説明は是認できる。(以下略)

第5「2 不開示情報該当性について」2(3)

(略) 原処分で既に開示されている情報から、当該特定保険医療機関等に対する情報が、検察又は警察から提供されたものであることは明らかであるが、当該部分の記載内容を見分したところ、上記(2)アにおいて検討した不開示部分に記載されているような保秘を前提とした情報提供の内容に係る記載は認められない。そうすると、仮に当該部分を公にすると、情報提供者が何らかの不利益を被る可能性がある等により、保険医療機関等に対する指導事務等の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあるとの諮問庁の説明は是認できない。(以下略)

(引用終わり)

(e) 2014年9月30日付け平成26年度(行情)答申第237号の記載内容

審査会は、2014年（平成26年）9月30日付け平成26年度（行情）答申第237号の「第5 審査会の判断の理由」において、以下の考え方を示している。

（引用開始）

第5「2 不開示情報該当性について」（2）ア（イ）

（略）当該部分には、選定事由が具体的かつ詳細に記されていることが認められるところ、これらは、保険医療機関等を指導の対象として選定するか否かの判断に当たっての基準や着眼点を端的に示すものであり、これを公にすると保険医療機関等に対する指導事務等の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあるとの諮問庁の説明は是認できる。（以下略）

第5「2 不開示情報該当性について」（2）ウ（エ）

（略）当該部分には当該保険医療機関等が指導対象として選定された詳細な理由や選定委員会における具体的な意見が記載されていることが認められる。そうすると、仮に当該部分を公にすると、保険医療機関等においては、指導の対象となる保険医療機関等の選定の方法や情報提供に対する調査、着眼点を知ることになり、指導対象として選定されないよう画策する等、保険医療機関等に対する指導事務等の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあるとの諮問庁の説明は是認できる。（以下略）

（引用終わり）

（f）2014年6月19日付け平成26年度（行情）答申第96号の記載内容

審査会は、2014年6月19日付け平成26年度（行情）答申第96号の「第5 審査会の判断の理由」において、以下の考え方を示している。

（引用開始）

第5「2 不開示情報該当性について」（2）

ア（略）「対象保険医療機関等（指導大綱第4 3）」の指導の詳細な選定方法を記述した部分が不開示とされている（本件不開示部分2）。

イ（略）

ウ（略）本件不開示部分2の情報は、個別指導の選定方法についての記載であると認められるところ、仮に、当該部分を公にしても、保険医療機関等が、指導の対象となる選定基準に合致しないような方途を画策するとは考え難い。このため、当該部分を公にすると、保険医療機関等に対する指導事務等

の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの諮問庁の説明を是認することはできない。

第5「2 不開示情報該当性について」(2)ウ(エ)(原文ママ)

ア 本件不開示部分3は、(略)個別指導の選定理由を記した部分である。

イ (略)

ウ (略)機関コード及び医療機関名が開示されない限り、仮に、当該部分を公にしても、個別指導の対象となった保険医療機関等は当該名簿中のどの保険医療機関等に自らの保険医療機関等が該当するか特定することは困難であると認められる。このため、本件不開示部分3が仮に開示されると、患者や従業員等の情報提供者に様々な不利益が生ずるおそれがあること、また、法に基づく開示請求によって開示されることになるということが公になれば、情報を提供しようとする者一般が不利益を被るおそれがあると考えて、情報提供をちゅうちょするなどの自制的な行動につながるとの諮問庁の説明を是認することはできない。(以下略)

(引用終わり)

c 本件対象文書の不開示部分に対する審査請求人の認否・反論

(a) 先例答申で示された審査会の判断の概要

上記a(b)～(f)に記載した先例答申において、不開示部分が法5条6号柱書きに該当する場合と該当しない場合の要件をまとめると、以下のとおりである。

I 不開示部分が法5条6号柱書きに該当する場合の要件

i) 情報提供の内容が具体的に記載されていることが認められる場合 [平成27年度(行情)答申第429号]

ii) 情報提供に係る選定事由が具体的かつ詳細に記載されていることが認められる場合 [平成27年度(行情)答申第429号]

iii) 具体的な情報提供の内容が記載されており、これを公にすると行政への信頼が損なわれ、これまで社会正義の観点から情報の提供を行っていた者一般が情報提供をちゅうちょするなどの自制的な行動につながるおそれがある場合 [平成27年度(行情)答申第61号]

iv) 被保険者等から診療内容又は診療報酬の請求に関する情報の提供があったものについて、その情報提供の内容が具体的に記載されていることから、仮にこれを公にす

ると、情報提供者が何らかの不利益を被る可能性がある場合 [平成27年度（行情）答申第38号]

v) 検察又は警察から情報の提供があったものについて、その情報提供の内容が具体的に記載されていることが認められる場合 [平成27年度（行情）答申第38号]

vi) 当該保険医療機関等が指導対象として選定された詳細な理由や選定委員会における具体的な意見が記載されていることが認められ、公にすると、保険医療機関等において、指導の対象となる保険医療機関等の選定の方法や情報提供に対する調査、着眼点を知ることになり、指導対象として選定されないよう画策するおそれがある場合 [平成26年度（行情）答申第237号]

II 不開示部分が法5条6号柱書きに該当しない場合の要件

i) 個別指導の選定理由が記載されているが、個別指導の対象として選定されたのが情報提供以外の再指導、高点数およびその他による理由である場合 [平成27年度（行情）答申第429号]

ii) 具体的な情報提供の内容には当たらない記載及び具体的な情報提供の内容であっても、情報を提供した者が審査支払機関等であることが認められる場合 [平成27年度（行情）答申第61号]

iii) 当該保険医療機関等に対する情報が、検察又は警察から提供されたものであることは明らかであるが、保秘を前提とした情報提供の内容に係る記載は認められない場合 [平成27年度（行情）答申第38号]

iv) 個別指導の選定方法についての記載であると認められるが、当該部分を公にしても、保険医療機関等が、指導の対象となる選定基準に合致しないような方途を画策するとは考え難い場合 [平成26年度（行情）答申第237号]

v) 医療機関コード及び医療機関名が開示されない限り、当該部分を公にしても、個別指導の対象となった保険医療機関等が当該名簿中のどの保険医療機関等に自らの保険医療機関等が該当するか特定することは困難であると認められる場合 [平成26年度（行情）答申第237号]

(b) 審査請求人が開示を求める部分は、法5条6号柱書きの不開示情報に該当しない

2017年5月1日付け中厚発0501第7号及び2018年5月14日付け中厚発0514第10号で開示された「内容を具体的に記入してください」欄の記載内容からは、法5条6号柱書きが規定する「指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」が生じるとは到底考えにくいものである。

処分庁に対し、前述の「内容を具体的に記入してください」欄を公にしたことにより、どのような「指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」が生じたのか、処分庁が把握している具体的な支障が生じた事実の有無及びその内容について説明を求める。

(c) 審査請求人が開示を求める部分を不開示とすることは先例答申に反しているおそれがある

先述した不開示部分が法5条6号柱書きに該当する場合、該当しない場合の要件に基づき、上記(ア) a (a) i) ~ iv) 及び(ア) a (b) i) ~ iii) に記載した不開示部分を検討すると、以下のとおりである。

i) 上記(ア) a (a) i), iii) 及びiv) 並びに(ア) a (b) i) 及びii) は、上記(a) II i) に記載したとおり、情報提供以外の再指導、高点数及びその他による理由である場合に該当することが推察され、上記(a) I i) ~ vi) に記載した「不開示部分が法5条6号柱書きに該当する場合」の要件を満たしていない可能性がある。

ii) 上記(ア) a (a) ii) 及び(ア) a (b) iii) は、情報提供による選定理由が記載されていることが推察されるが、上記(a) I の「不開示部分が法5条6号柱書きに該当する場合」の要件を満たしているか不明であり、上記(a) II の「不開示部分が法5条6号柱書きに該当しない場合」の要件を満たしている可能性がある。

上記(ア) a (a) i) ~ iv) 及び(ア) a (b) i) ~ iii) に記載した各不開示部分について、先例答申における判断を踏まえ、不開示情報該当性を改めて検討し、法5条6号柱書きに該当しない部分を開示するよう求める。

別添資料1：法5条6号柱書きに該当せず、開示を求める部分

別添資料2：2017年5月1日付け中厚発0501第7号

(2) 意見書1

ア 諮問庁が理由説明書で主張する事実に対する審査請求人の認否・反論

(ア) まず、理由説明書（下記第3の1（2））「処分庁は（略）令和3年10月25日付け中厚発1025第14号により部分開示決定（略）を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、同年10月28日付け（同年11月1日受付）で審査請求を提起したものである。」との事実は認める。ただし、以下の点を指摘しておく。

a 処分庁は、2021年（令和3年）5月27日付け中厚発0527第4号により、本件対象文書に係る開示決定を行ったが、行政文書開示決定通知書の別添「行政文書開示文書総括表」の「不開示とした部分」欄の記載内容の一部に錯誤があったため、2021年10月25日付け中厚発1025第14号により2021年5月27日付け開示決定を取り消した上で、改めて開示決定を行った。

b 審査請求人は、2021年5月27日付け中厚発0527第4号による開示決定に対して、同年8月19日付けで審査請求を提起していたが、同年10月28日、8月19日付け審査請求を取り下げ、改めて本件審査請求を提起した。

(イ) 理由説明書（下記第3の3（3）イ（ア）ないし（キ））に記載された事実は、一部を除き否認する。以下、個別に理由を述べる。

a 理由説明書（下記第3の3（3）イ（ア））に対する反論

(a) 理由説明書（下記第3の3（3）イ（ア））には、審査請求書（上記（1）ア（ア）a（a）i）に記載した不開示部分（本件不開示部分①）に係る不開示理由が記載されている。

本件不開示部分①は、「個別指導（新規個別指導）の結果、指導大綱第7の1の（2）に掲げる措置が「再指導」であった保険医療機関又は「経過観察」であって、改善が認められない保険医療機関」（本件開示請求において、対象となる保険医療機関数は、1医療機関である。）に係る「内容を具体的に記載してください」欄である。

(b) 「当該部分には選定に至った具体的な内容が記載されており、その内容から、記載内容と合致する医療機関の数は僅少である。これを公にすることにより、対象となる保険医療機関等が特定されるおそれがある。」との事実は、否認する。

i) 個別指導の選定基準の一つとして理由説明書（下記第3の

3(2)イ)に記載されている「個別指導後の措置が再指導又は経過観察であって改善が認められない保険医療機関等」については、指導大綱に記載されており、諮問庁のHPにおいて公にされている。また、前回個別指導後の措置が「再指導」であった場合、「改善報告書受理後、数か月の間、レセプト又は必要に応じ保険医療機関等から提出を求める書類により改善状況を確認し、改善が認められない場合は、次年度の個別指導の対象とする。」ことは、別件開示請求で開示された「医療指導監査業務等実施要領 指導編 平成30年9月」(以下「実施要領・指導編」という。)72頁において公にされている。

ii) つまり、「記載内容と合致する医療機関の数は僅少」であるか否かを問わず、上記i)に記載した事実により、不開示部分①の記載内容を理由として個別指導の対象に選定された保険医療機関等にとっては、前回個別指導実施日の次年度に、自らが指導対象に選定されることは、了知済みの事実である。

よって、本件不開示部分①について、「記載内容と合致する医療機関の数は僅少」であるから、「これを公にすることにより、対象となる保険医療機関等が特定されるおそれがある」との諮問庁の説明には、理由がない。

iii) なお、後記c(c)Ⅱに記載のとおり、情報公開・個人情報保護審査会は、処分庁の「月別指導実施計画」の開示に係る別件審査請求において、指導対象となる保険医療機関が特定される要件に関する判断を示しているが、当該月別指導実施計画の「個別指導」欄の「指導卓」欄に記載されている医療機関数が僅少(月毎に1医療機関)であることを理由として、「対象となる保険医療機関等が特定されるおそれがある。」との判断は示していない。

(c) 「特定された場合、関係資料の改ざん等が行われるおそれがあり、事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから法5条6号柱書きに該当する。」との事実は、否認する。

I 不開示部分①は、上記(b) i)ないしiii)に記載した事実から、審査請求書(上記(1)ア(イ)b(a)Ⅱiv))に記載した「不開示部分が法5条6号柱書きに該当しない場合の要件」、(iv)個別指導の選定方法についての記載であると認められるが、当該部分を公にしても、保険医療機関等が、指導の対象となる選定基準に合致しないような方

途を画策するとは考え難い場合〔平成26年度（行情）答申第237号〕に該当する。

- II 保険医療機関等への指導は、行政手続法32条1項の定めにより、相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであり、指導大綱に基づき、「保険診療の質的向上及び適正化を図る」ことを目的として、「保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼とし、懇切丁寧に行う。」ものである。

「関係資料の改ざん等が行われるおそれがあり、事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある」との諮問庁の説明は、健康保険法78条に基づく保険医療機関等に対する監査（行政調査）の「事務の遂行に支障を及ぼすおそれ」に該当するものであり、本件対象文書である「指導対象保険医療機関等の選定に関する選定委員会の議事録及び選定委員会における配布資料」の不開示部分に関する説明としては、失当である。

なお、「事務の遂行に支障を及ぼすおそれ」が「監査事務の遂行に支障を及ぼすおそれ」に該当しないことは、諮問庁が不開示部分①について、法5条6号イに該当すると説明していないことから明らかである。

個別指導に係る事務において、「関係資料の改ざん等が行われるおそれがあり、事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある」と主張することは、行政手続法32条1項（当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならない）の規定に反し、違法であることを指摘しておく。

- III なお、「関係資料の改ざん等が行われるおそれ」と、個別指導「事務の遂行に支障を及ぼすおそれ」の関係を整理すると、以下のとおりである。

- i) 処分庁が「関係書類の改ざん」の証拠を保有している場合

諮問庁は、「監査前に組織的な書類の改ざんや証拠隠滅等を図り、監査目的が達せられなくなるおそれがある」場合には、監査当日に監査実施通知を手交し、監査を実施する（すなわち、個別指導を実施すると保険医療機関等に通知した上で、指導当日は個別指導を行わず、監査を実施する）取扱いを示している（「医療指導監査業務等実施要領（監査編）平成30年9月」22頁）ことから、

処分庁にとって、個別指導の「事務の遂行に支障を及ぼすおそれ」は、生じない。

ii) 処分庁が「関係書類の改ざん」の証拠を保有していない場合

上記Ⅱに記載したとおり、個別指導が「保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼とし、懇切丁寧に行う。」ものである以上、処分庁は、個別指導において、指導を受ける保険医療機関等に対し、「関係書類の改ざん等」を行うことは、医師法、歯科医師法等並びに「保険医療機関及び保険医療養担当規則」（療養担当規則）の規定に違反するものであること」を指導すればよく、個別指導の「事務の遂行に支障を及ぼすおそれ」は生じない。

なお、処分庁が「関係書類の改ざん」の証拠を保有していない場合は、監査要綱第3「監査対象となる保険医療機関等の選定基準」1, 2の「疑うに足りる理由があるとき」の要件を満たすことができず、監査を実施することはできないということになる。

b 理由説明書（下記第3の3（3）イ（イ）及び（キ））に対する反論

(a) 理由説明書（下記第3の3（3）イ（イ））には、審査請求書（上記（1）ア（ア）a（a）ii）に記載した不開示部分（本件不開示部分②）及び審査請求書（上記（1）ア（ア）a（b）iii）に記載した不開示部分（以下「不開示部分⑦」という。）に係る不開示理由が記載されている。

不開示部分②は、「支払基金等、保険者、被保険者等から診療内容又は診療報酬の請求に関する情報の提供があり、都道府県個別指導が必要と認められた保険医療機関」（本件開示請求において、対象となる保険医療機関数は、2医療機関である。）に係る「内容を具体的に記載してください」欄である。

不開示部分⑦について、諮問庁は、理由説明書（下記第3の3（3）イ（キ））において、不開示部分②で不開示としている内容に関する説明が記載されている、と説明している。

(b) 「当該部分には選定に至った具体的な内容が記載されており、その内容は情報提供の具体的な内容である。」との事実は、認否できない（審査請求人にそのような証明は不可能である）。

(c) 「その内容から、当該保険医療機関は、自らが受けた個別指

導が情報提供であることが推測可能である。」との事實は、本件不開示部分②に当該個別指導の実施日が記載されている事實を前提として、認める。

- (d) 「その場合、情報提供内容から、情報提供者の特定がされるおそれがあり、情報提供者に不利益が生じるおそれがあること。」との事實は、本件不開示部分②及び⑦に情報提供の内容が記載されている事實、本件不開示部分②及び⑦に情報提供者が記載されていない事實並びに前記(c)に記載した事實を前提として、審査請求書(上記(1)ア(イ)b(a)Ⅰ)に記載した「不開示部分が法5条6号柱書きに該当する場合の要件」のうち、後記Ⅰに該当する不開示部分については、認める。ただし、審査請求書(上記(1)ア(イ)b(a)Ⅱ)に記載した「不開示部分が法5条6号柱書きに該当しない場合の要件」のうち、後記Ⅱに該当する不開示部分については、否認する。

Ⅰ 審査請求書(上記(1)ア(イ)b(a)Ⅰ)に記載した「不開示部分が法5条6号柱書きに該当する場合の要件」のうち、

iii) 具体的な情報提供の内容が記載されており、これを公にすると行政への信頼が損なわれ、これまで社会正義の観点から情報の提供を行っていた者一般が情報提供をちゅうちょするなどの自制的な行動につながるおそれがある場合[平成27年度(行情)答申第61号]

iv) 被保険者等から診療内容又は診療報酬の請求に関する情報の提供があったものについて、その情報提供の内容が具体的に記載されていることから、仮にこれを公にすると、情報提供者が何らかの不利益を被る可能性がある場合[平成27年度(行情)答申第38号]

Ⅱ 審査請求書(上記(1)ア(イ)b(a)Ⅱ)に記載した「不開示部分が法5条6号柱書きに該当しない場合の要件」のうち、

iii) 当該保険医療機関等に対する情報が、検察又は警察から提供されたものであることは明らかであるが、保秘を前提とした情報提供の内容に係る記載は認められない場合[平成27年度(行情)答申第38号]

- (e) 「加えて、情報提供の具体的な内容を公にすることにより、選定に関する着眼点を知り得ることとなることから、今後、指導対象として選定されないよう何らかの措置を講ずるおそれが

ある。」との事実は、否認する。

I まず、処分庁は、別件開示請求において「中国四国厚生局情報提供等対応要領」を開示しており、「指導対象候補等として取扱うもの」等の区分を公にしている事実がある（すなわち、情報提供を理由とした選定に関する着限点は、公にされている）。[別添資料①]

よって、「情報提供の具体的な内容を公にすること」のみを理由として、「選定に関する着眼点を知り得ることとなる」とはいえない。

II 次に、諮問庁は、個別指導後の業務において、指導を受けた保険医療機関に対し、改善報告書の提出を求めている事実がある（実施要領・指導編72頁）。

上記 a（c）II に記載したとおり、個別指導は、「保険診療の質的向上及び適正化」を目的として、「保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させること」を主眼として実施されるものである。

つまり、諮問庁は、個別指導を通じ、指導を受けた全ての保険医療機関等に対して、「今後、指導対象として選定されないよう何らかの措置を講ずる」ことを求めているといえる（上記 a（b）i）に記載したとおり、個別指導後の措置が再指導又は経過観察であって改善が認められない保険医療機関等は、次年度の個別指導の対象となる）。

よって、「今後、指導対象として選定されないよう何らかの措置を講ずるおそれがある。」との諮問庁の説明には、理由がない。

(f) 「これらのことは、不正・不当の発見を困難とし、」との事実は、否認する。

「不正・不当の発見を困難とし、」との説明は、上記 a（c）II に記載したとおり、監査における「おそれ」の説明に該当するものであり、本件対象文書の不開示部分に関する説明としては、失当である。

(g) 「事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから法5条6号柱書に該当する。」との事実は、上記（d）I に記載した「不開示部分が法5条6号柱書きに該当する場合の要件」に該当する不開示部分以外については、否認する。その理由は、上記（d）ないし（f）に記載したとおりである。

c 理由説明書（下記第3の3（3）イ（ウ）及び（カ））に対す

る反論

- (a) 理由説明書（下記第3の(3)イ(ウ)）には、審査請求書（上記(1)ア(ア) a(a) iii)）に記載した不開示部分（本件不開示部分③）及び審査請求書（上記(1)ア(ア) a(b) ii)）に記載した不開示部分（本件不開示部分⑥）に係る不開示理由が記載されている。

本件不開示部分③は、「個別指導（新規個別指導）の結果、指導大綱第7の1の(2)に掲げる措置が「再指導」であった保険医療機関又は「経過観察」であって、改善が認められない保険医療機関」（本件開示請求において、対象となる保険医療機関数は、2医療機関である。）に係る「内容を具体的に記載してください」欄である。

本件不開示部分⑥について、諮問庁は、理由説明書（下記第3の3(3)イ(カ)）において、本件不開示部分③で不開示としている内容に関する説明が記載されている、と説明している。

- (b) 「当該部分には選定に至った具体的な内容が記載されており、その内容は前年度の指導結果が再指導であった保険医療機関に係る具体的な内容である。」との事実は、認否できない（審査請求人にそのような証明は不可能である）。
- (c) 「なお、その余の部分は、これを公にすることにより、当該保険医療機関が特定されるおそれがあり、この場合、風評被害が発生する等、当該保険医療機関の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから法5条2号イに該当する。」との事実は、否認する。

I 審査請求書（上記(1)ア(イ) a(a)）に記載したとおり、処分庁は、不開示部分③を開示している事実がある。審査請求書の別添資料2及び別添資料3に基づけば、本件不開示部分③及び⑥には、前年度の個別指導の実施日、当該個別指導が「再指導」であった旨、当該個別指導における指摘事項及び当該保険医療機関の診療科が掲載されていると推定される。

II そして、処分庁は、別件開示決定（2017年5月1日付け中厚発0501第6号）において、「未実施の指導に係る会場」を法5条2号イに該当するとして不開示とし、「実施済みの指導に係る会場」を開示している事実がある。[別添資料②]

情報公開・個人情報保護審査会も、平成29年度（行情）答申第441号及び平成30年度（行情）答申第364号において、「原処分において、既に指導日が開示されていることから、更に会場の名前まで開示すれば、これらの情報を基に指導当日に会場に赴けば、指導の対象となった保険医療機関を特定することが可能とする（略）諮問庁の説明は首肯できる。」として、「未実施の指導に係る会場」については、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当との判断を示している。

Ⅲ つまり、上記Ⅱに記載した先例答申に基づけば、上記Ⅰに記載した本件不開示部分③及び⑥に記載されていると推定される情報（前年度の個別指導の実施日、当該個別指導が「再指導」であった旨、当該個別指導における指摘事項及び当該保険医療機関の診療科）のみでは、指導当日に会場に赴くことはできないから、指導の対象となった保険医療機関を特定することは出来ない。

Ⅳ 本件不開示部分③及び⑥に、指導会場など当該保険医療機関が特定される情報が掲載されていたとしても、当該情報の一部を不開示とすることは容易であり、指導対象となった保険医療機関が特定されないように必要最小限の部分のみを法5条2号イに該当するとして不開示とした上で、その余の部分を開示することは可能であるから、「その余の部分は、これを公にすることにより、当該保険医療機関が特定されるおそれがあり、この場合、風評被害が発生する等、当該保険医療機関の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから法5条2号イに該当する。」との事実は、認められない。

d 理由説明書（下記第3の3（3）イ（エ）及び（オ））に対する反論

（a）理由説明書（下記第3の3（3）イ（エ））には、審査請求書（上記（1）ア（ア）a（a）iv）に記載した不開示部分（本件不開示部分④）及び審査請求書（上記（1）ア（ア）a（b）i）に記載した不開示部分（本件不開示部分⑤）に係る不開示理由が記載されている。

本件不開示部分④は、「その他特に都道府県個別指導が必要と認められる保険医療機関」（本件開示請求において、対象となる保険医療機関数は、1医療機関である。）に係る「内容を

具体的に記載してください」欄である。

本件不開示部分⑤について、諮問庁は、理由説明書（下記第3の3（3）イ（オ））において、本件不開示部分④で不開示としている内容に関する説明が記載されている、と説明している。

(b) 「当該部分には選定に至った具体的な内容が記載されており、その内容は特に都道府県個別指導が必要と認められる場合の内容である。」との事実は、認否できない（審査請求人にそのような証明は不可能である）。

(c) 「これを公にすることにより、他の保険医療機関が手法を模倣し、指導を意図的に回避するおそれがある。」との事実は、否認する。

実際に、特定の保険医療機関が、本件不開示部分④及び⑤に記載された「選定に至った具体的な内容」から「特に都道府県個別指導が必要と認められる場合」に該当するとして、指導に選定されている事実がある以上、他の保険医療機関が手法を模倣としたとしても、処分庁は、当該保険医療機関に対しても同様に「特に都道府県個別指導が必要と認められる場合」に該当するとして指導対象に選定すればよいのであるから、諮問庁の説明には理由がない。

(d) 「その間に、関係資料の改ざん等が可能になることから、不正・不当請求の発見を困難とし、事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから法5条6号柱書に該当する。」との事実は、否認する。

「不正・不当の発見を困難とし、」との説明は、上記 a（c）Ⅱに記載したとおり、監査における「おそれ」の説明に該当するものであり、本件対象文書の不開示部分に関する説明としては、失当である。

(ウ) 理由説明書（下記第3の3（3）ウ）に記載された事実は、否認する。

上記（イ）cに記載したとおり、本件不開示部分③及び⑥に指導会場など当該保険医療機関が特定される情報が掲載されていたとしても、当該情報の一部を不開示とすることは容易であり、指導対象となった保険医療機関が特定されないように必要最小限の部分のみを法5条2号イに該当するとして不開示とした上で、その余の部分を開示することは可能であるにも関わらず、「その余の部分」は全て法5条2号イに該当すると説明していることを踏まえれば、「諮

問庁としては、先例答申も踏まえ、本件対象文書に記載された情報を精査し、不開示とすべきか否かを判断しており、との説明は、認められない。

別添資料1：中国四国厚生局情報提供対応要領 平成30年2月版

別添資料2：2017年5月1日付け中厚発0501第6号

### (3) 意見書2

#### ア 事実認定の前提

##### (ア) 本件不開示部分①

a 本件不開示部分①に掲載されている保険医療機関は、「個別指導（新規個別指導含む）の結果、指導大綱第7の1の（2）に掲げる措置が「再指導」であった保険医療機関又は「経過観察」であって、改善が認められない保険医療機関」である。

b 本件不開示部分①について、理由説明書及び補充理由説明書における諮問庁の説明は、以下のとおりである。（下線部が補充理由説明書で追加された部分）

##### (引用開始)

当該部分には選定に至った具体的内容が記載されており、その内容から、記載内容と合致する医療機関の数は僅少である。これを公にすることにより、対象となる保険医療機関が特定されるおそれがある。特定された場合、関係資料の改ざん等が行われるおそれがあり、事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから法5条6号柱書に該当する。

また、特定された場合には、風評被害が発生する等、当該保険医療機関等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、不開示部分は法5条2号イに該当する。

##### (引用終わり)

##### (イ) 本件不開示部分③

a 本件不開示部分③に掲載されている保険医療機関は、「個別指導（新規個別指導含む）の結果、指導大綱第7の1の（2）に掲げる措置が「再指導」であった保険医療機関又は「経過観察」であって、改善が認められない保険医療機関」である。

b 本件不開示部分③について、理由説明書における諮問庁の説明は、以下のとおりである。

##### (引用開始)

当該部分には選定に至った具体的内容が記載されており、その内容は前年度の指導結果が再指導であった保険医療機関に係る具体的

な内容である。不開示部分のうち、項番1「内容を具体的に記載してください」欄「(小児科)」及び項番2同欄「(外科)」は不開示情報に該当しないことからこれを新たに開示すべきものとする。なお、その余の部分は、これを公にすることにより、当該保険医療機関が特定されるおそれがあり、この場合、風評被害が発生する等、当該保険医療機関の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから法5条2号イに該当する。

(引用終わり)

(ウ) 2017年5月1日付け中厚発0501第7号で開示された行政文書

- a 審査請求書(上記(1)ア(ア)b)に記載したとおり、処分庁が2017年5月1日付け中厚発0501第7号において開示した「平成29年度指導対象保険医療機関集团的個別指導・個別指導(医科診療所)34頁 医科 様式C-B 医科・選定基準別個別指導実施予定保険医療機関等名簿B」に掲載されている保険医療機関は、「個別指導の結果、指導大綱第7の1の(2)に掲げる措置が「再指導」であった保険医療機関又は「経過観察」であって、改善が認められない保険医療機関」である。
- b 上記aに記載した行政文書の項番1ないし5の「内容を具体的に記載してください」欄には、以下の記載がなされている。[別添資料1]

(引用開始)

(項番1) 平成28年5月19日 個別指導再指導

特定疾患療養管理料について、診療録に治療計画に基づく、服薬、運動、栄養等の療養上の管理内容の要点の記載がない。(外科)

(項番2) 平成28年5月19日 個別指導再指導

在宅時医学総合管理料について、個別の患者ごとに総合的な在宅療養計画を作成していない。(内科在宅)

(項番3) 平成28年10月27日 個別指導再指導

神経ブロックについて、実施内容及び実施時の患者の状態を診療録に記載しておらず、実際に行ったことが確認できない。(外科)

(項番4) 平成28年12月22日 個別指導再指導

在宅時医学総合管理料について、個別の患者ごとに総合的な在宅療養計画を作成していない。(小児科)

(項番5) 平成29年1月19日 個別指導再指導

在宅療養指導管理料について、診療録に在宅療養を指示した根拠、指示事項、指導内容の要点の記載がない。(内科)

(引用終わり)

(エ) 2021年5月25日付け中厚発0525第13号で開示された行政文書

処分庁が2021年5月25日付け中厚発0525第13号において開示した「医療機関別平均値一覧表(歯科)」及び「厚労省から示された保険医療機関等に係るデータなど関連資料(歯科)」には、保険医療機関ごとに3回分の「指導年月日」と「指導区分」(集団指導、集团的個別指導、個別指導、新規個別指導)が記載されている。[別添資料2]、[別添資料3]

(オ) 令和2年度に実施した個別指導において保険医療機関(医科)に改善を求めた主な指摘事項

a 処分庁がウェブサイトで公表している「令和2年度に実施した個別指導において保険医療機関(医科)に改善を求めた主な指摘事項」(以下「主な指摘事項」という。)には、以下の記載がなされている。(以下「主な指摘事項」より抜粋)

(a) 特定疾患療養管理料[B000]について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 治療計画に基づく、服薬、運動、栄養等の療養上の管理内容の要点について、診療録へ記載していない、記載が画一的である、又は記載が不十分である。

(b) 在宅時・施設入居時等医学総合管理料[C002][C002-2]

診療録への在宅療養計画、説明の要点等の記載が不十分である。

(c) 在宅療養指導管理料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

次の在宅療養指導管理料について、当該在宅療養を指示した根拠、指示事項、指導内容の要点を診療録へ記載していない又は記載が不十分である。

b 本件不開示部分①に掲載されている保険医療機関は、2020年度に実施された個別指導の結果、処分庁から上記aに記載した「主な指摘事項」に記載されている何らかの事項についての指摘を受け、指導大綱第7の1の(2)に掲げる措置が「再指導」であった保険医療機関又は「経過観察」であって、

改善が認められない保険医療機関である。

(カ) 保険診療確認事項リスト（医科）令和5年度改訂版VER.

3

a 諮問庁がウェブサイトで公表している「保険診療確認事項リスト（医科）令和5年度改訂版 VER. 3」（以下「保険診療確認事項リスト」という。）には、以下の記載がなされている。（以下「保険診療確認事項リスト」から抜粋）

(a) 特定疾患療養管理料〔B000〕について、次の不適切な例が認められたので改めること。

治療計画に基づく、服薬、運動、栄養等の療養上の管理内容の要点について診療録への記載が〔ない・個々の患者の状態に応じた記載になっていない・不十分である〕。

(b) 神経ブロック〔L100〕について、次の不適切な例が認められたので改めること。

神経ブロックの実施内容について診療録への記載がない。神経ブロックを実施していない例について、誤って算定している。

(c) 在宅療養指導管理料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

〔当該在宅療養を指示した根拠・指示事項・指導内容の要点〕について診療録への記載が〔ない・個々の患者の状態に応じた記載になっていない・不十分である〕。

b 諮問庁は、「保険診療確認事項リスト」について、「診療報酬（調剤報酬）の請求に際して誤りがおきやすく、また、個別指導において指摘する機会が比較的多い事項を集めたものであり、保険診療（保険調剤）の質的向上及び適正化を図るためのものです。」と説明している。

イ 諮問庁が補充理由説明書で主張する事実に対する審査請求人の認否・反論

補充理由説明書の1「また、特定された場合には、風評被害が発生する等、当該保険医療機関等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、不開示部分は法5条2号イに該当する。」との諮問庁の説明は、認められない。その理由は、下記のとおりである。

(ア) 本件不開示部分①の法5条2号該当性について

上記ア（ア）及び（イ）に記載したとおり、本件不開示部分①と本件不開示部分③は、いずれも「個別指導（新規個別指導含む）の

結果、指導大綱第7の1の(2)に掲げる措置が「再指導」であった保険医療機関又は「経過観察」であって、改善が認められない保険医療機関」である。そして、諮問庁は、いずれの不開示部分についても、公にすることにより、行政指導の対象となる保険医療機関が特定されるおそれがあり、特定された場合には、風評被害が発生する等、当該保険医療機関等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当すると説明している。

しかし、2022年4月19日付け意見書(上記(2)ア(イ)c(c)IないしIV)に記載した理由により、本件不開示部分①についても、本件不開示部分③と同様に、法5条2号イには該当しない。

(イ) 本件不開示部分①を公にすることにより、対象となる保険医療機関が特定されるおそれについて

a 上記ア(ウ)に記載したとおり、処分庁は、2017年度の医科・選定基準別個別指導実施予定保険医療機関名簿B「個別指導の結果、指導大綱第7の1の(2)に掲げる措置が「再指導」であった保険医療機関又は「経過観察」であって、改善が認められない保険医療機関」の「内容を具体的に記入してください」欄を公にしており、本件不開示部分①の内容は、上記ア(ウ)の引用部分の記載内容と同様となっている事実が推定される。

具体的には、本件不開示部分①には、下記(a)ないし(e)の記載がなされている事実が推定される。

(a) 指導実施年月日

(b) 上記(a)の特定年月日に実施された行政指導の区分(個別指導である旨)

(c) 上記(b)の行政指導後の措置(個別指導後の措置が「再指導」である旨、又は「経過観察」で改善が認められない旨)

(d) 上記(c)の行政指導後の措置(「再指導」又は「経過観察」を判断するに至った主な指摘事項(行政指導後の措置が「経過観察」の場合は、経過観察の結果、改善が認められないと判断した理由を含む))

(e) 上記(b)の行政指導が実施された保険医療機関が標榜する診療科

b 上記a(a)及び(b)について

上記ア(エ)に記載したとおり、特定の保険医療機関(ただし、医療機関コード及び医療機関名は不開示)が、特定の年月日に

特定の行政指導を受けた旨は公にされている。したがって、上記 a (a) 及び (b) を不開示とする理由はない。

c 上記 a (c) について

上記ア (ア) に記載したとおり、本件不開示部分①に係る特定の保険医療機関に対する行政指導後の措置は、「個別指導（新規個別指導含む）の結果、指導大綱第 7 の 1 の (2) に掲げる措置が「再指導」であった保険医療機関又は「経過観察」であって、改善が認められない保険医療機関」である。したがって、上記 a (c) を不開示とする理由はない。

d 上記 a (d) について

上記ア (オ) 及び (カ) に記載したとおり、(a) 処分庁は、個別指導において保険医療機関に改善を求めた主な指摘事項を公にしており、(b) 諮問庁は、診療報酬の請求に際して誤りがおきやすく、個別指導において指摘する機会が比較的多い事項を公にしている。上記 a (d) に記載された内容は、上記 (a) 及び (b) にも同様の記載がなされている。したがって、上記 a (d) を不開示とする理由はない。

なお、諮問庁は、先例答申（2022年12月8日付け令和4年度（行情）答申第369号）において、経過観察の期間について、「改善報告書を提出した保険医療機関等において、実際に改善措置が講じられ定着が図られているかどうかを確認するための経過観察の期間については、どのような指導が保険医療機関等に対して行われたのか、その内容いかんによって確認に要する期間も様々であることから、あらかじめ一律に何か月と決めることはできない。」「このため、個別指導を行った地方厚生（支）局において、個別事例ごとに、経過観察に必要な期間を、指導内容や悪質性等を踏まえて総合的に判断して決めている」と説明していることから、a (d) には当該医療機関に対して経過観察が実施された期間が記載されている可能性があるが、経過観察が実施された期間を公にしても当該保険医療機関が特定されるおそれは生じない。

e 上記 a (e) について

上記ア (イ) b の引用部分に記載したとおり、諮問庁は、本件不開示部分③において、上記 a (b) の行政指導が実施された保険医療機関が標榜する診療科を公にすると説明している。したがって、上記 a (e) を不開示とする理由はない。

f 以上の理由から、本件不開示部分①を公にしたとしても、対象

となる特定の保険医療機関が特定されるおそれは、生じない。

別添資料 1 : 2017年5月1日付け中厚発0501第7号  
「平成29年度指導対象保険医療機関集团的個別  
指導・個別指導（医科診療所）34頁 医科 様  
式C-B 医科・選定基準別個別指導実施予定保  
険医療機関等名簿B」

別添資料 2 : 2021年5月25日付け中厚発0525第13  
号「医療機関別平均値一覧表（歯科）」

別添資料 3 : 2021年5月25日付け中厚発0525第13  
号「厚労省から示された保険医療機関等に係るデ  
ータなど関連資料（歯科）」

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和3年4月27日付け（同日受付）で、中国四国厚生局長（処分庁）に対して、法3条の規定に基づき、次に掲げる行政文書に係る開示請求を行った。

・「中国四国厚生局岡山事務所において開催された2021年度の指導対象保険医療機関等の選定に関する選定委員会の議事録及び選定委員会における配布資料」

(2) これに対して、処分庁は「令和3年度第1回指導対象保険医療機関等選定委員会」、「資料1 令和3年度第1回指導対象保険医療機関等選定委員会」、「資料2 令和3年度第1回指導対象保険医療機関等選定委員会」、「資料3 令和3年度第1回 指導対象保険医療機関等選定委員会」、「令和3年度第1回指導対象保険医療機関等選定委員会 参考資料」及び「令和3年度第1回指導対象保険医療機関等選定委員会 議事録」を本件対象文書として特定し、令和3年10月25日付け中厚発1025第14号により一部開示決定を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、同年10月28日付け（同年11月1日受付）で審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、本件対象文書の不開示部分のうち一部を新たに開示し、その余の部分については、不開示情報の適用条項を追加した上で、不開示を維持することが妥当である。

#### 3 理由

##### (1) 医療保険制度の概要について

我が国の医療保険制度は、社会保険制度の一つとして、健康保険法等に基づき、傷病等について療養の給付を行い、その給付の財源を保険料

の拠出と国庫の負担をもって賄おうとする制度である。

医療保険制度においては、診察、薬剤の支給、処置、手術その他の治療等の療養の給付を担当する病院若しくは診療所又は薬局については、その開設者の申請に基づき、厚生労働大臣が保険医療機関又は保険薬局（保険医療機関等）として指定することにより、保険診療（保険調剤を含む。）を行うことができることとされている。また、保険医療機関において診療に従事する医師若しくは歯科医師又は保険薬局において調剤に従事する薬剤師についても同様に、それらの者の各々の申請に基づき、厚生労働大臣が登録した保険医又は保険薬剤師（保険医等）でなければならないこととされている。

## （２）保険医療機関等に対する指導について

指導とは、健康保険法等の関係法律の規定に基づき、保険医療機関等又は保険医等が行う療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費若しくは家族療養費の支給に係る診療（調剤を含む。以下同じ。）の内容又は診療報酬（調剤報酬を含む。以下同じ。）の請求について行うものである。

指導の形態としては、「集団指導」（保険医療機関等を一定の場所に集めて講習等の方式により実施）、「集団的個別指導」（保険医療機関等を一定の場所に集めて個別に簡便な面接懇談方式により実施）及び「個別指導」（保険医療機関等を一定の場所に集めて又は当該保険医療機関等において個別に面接懇談方式により実施）の３形態がある。

このうち、個別指導を行う保険医療機関等の選定基準は、次のアからキまでのとおりである。

- ア 診療内容又は診療報酬の請求に関する情報の提供があり、個別指導が必要と認められた保険医療機関等
- イ 個別指導後の措置が再指導又は経過観察であって改善が認められない保険医療機関等
- ウ 監査の結果、戒告又は注意を受けた保険医療機関等
- エ 集団的個別指導の結果、大部分の診療報酬明細書について、適正を欠くものが認められた保険医療機関等
- オ 集団的個別指導を受けた保険医療機関等のうち、翌年度の実績においても、なお高点数保険医療機関等に該当するもの
- カ 正当な理由がなく集団的個別指導を拒否した保険医療機関等
- キ その他特に必要が認められる保険医療機関等

また、個別指導後の措置は、診療内容及び診療報酬の請求の妥当性により、「概ね妥当」、「経過観察」、「再指導」及び「要監査」の４種類がある。

(3) 原処分 of 妥当性について

ア 審査請求人は、本件審査請求において、「資料2 令和3年度第1回指導対象保険医療機関等選定委員会」の不開示部分中、「医科 様式C-A, C-B及びC-F」のうち「内容を具体的に記載してください」欄及び「令和3年度第1回指導対象保険医療機関等選定委員会議事録」の不開示部分のうち「内容を具体的に記載してください」欄の説明部分の開示を求めている。

イ 諮問庁において、審査請求人が開示を求める不開示部分を見分したところ、原処分において法5条6号柱書きの規定により不開示とした部分は、一部を除き、いずれも法5条2号イ又は法5条6号柱書きに該当することから、不開示を維持すべきものとする。以下、個別に理由を述べる。なお、令和5年9月25日に提出した補充理由説明書の内容については、下線で示す。

(ア) 資料2 7頁 医科 様式C-B 医科・選定基準別個別指導実施予定保険医療機関名簿B (本件不開示部分①)

当該部分には選定に至った具体的内容が記載されており、その内容から、記載内容と合致する医療機関の数は僅少である。これを公にすることにより、対象となる保険医療機関が特定されるおそれがある。特定された場合、関係資料の改ざん等が行われるおそれがあり、事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから法5条6号柱書きに該当する。

また、特定された場合には、風評被害が発生する等、当該保険医療機関等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、不開示部分は法5条2号イに該当する。

(イ) 資料2 29頁 医科 様式C-A 医科・選定基準別個別指導実施予定保険医療機関名簿A (本件不開示部分②)

当該部分には選定に至った具体的内容が記載されており、その内容は情報提供の具体的な内容である。その内容から、当該保険医療機関は、自らが受けた個別指導が情報提供によるものであることが推測可能である。その場合、情報提供内容から、情報提供者の特定がされるおそれがあり、情報提供者に不利益が生ずるおそれがあること。加えて、情報提供の具体的な内容を公にすることにより、選定に関する着眼点を知り得ることとなることから、今後、指導対象として選定されないよう何らかの措置を講ずるおそれがある。これらのことは、不正・不当請求の発見を困難とし、事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから法5条6号柱書きに該当する。

(ウ) 資料2 30頁 医科 様式C-B 医科・選定基準別個別指導

実施予定保険医療機関名簿B（本件不開示部分③）

当該部分には選定に至った具体的内容が記載されており、その内容は前年度の指導結果が再指導であった保険医療機関に係る具体的な内容である。不開示部分のうち、項番1「内容を具体的に記載してください」欄「（小児科）」及び項番2同欄「（外科）」は不開示情報に該当しないことからこれを新たに開示すべきものとする。なお、その余の部分は、これを公にすることにより、当該保険医療機関が特定されるおそれがあり、この場合、風評被害が発生する等、当該保険医療機関の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから法5条2号イに該当する。

(エ) 資料2 34頁 医科 様式C-F 医科・選定基準別個別指導実施予定保険医療機関名簿F（本件不開示部分④）

当該部分には選定に至った具体的内容が記載されており、その内容は特に都道府県個別指導が必要と認められる場合の内容である。これを公にすることにより、他の保険医療機関が手法を模倣し、指導を意図的に回避するおそれがある。その間に、関係資料の改ざん等が可能になることから、不正・不当請求の発見を困難とし、事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから法5条6号柱書に該当する。

(オ) 令和3年度第1回指導対象保険医療機関等選定委員会 議事録 9頁 23行目から24行目（本件不開示部分⑤）

当該部分に上記（エ）で不開示としている内容に関する説明が記載されており、上記（エ）と同様の理由から法5条6号柱書きに該当する。

(カ) 令和3年度第1回指導対象保険医療機関等選定委員会 議事録 10頁 16行目から17行目（本件不開示部分⑥）

当該部分に上記（ウ）で不開示としている内容に関する説明が記載されており、上記（ウ）と同様の理由から法5条2号イに該当する。

(キ) 令和3年度第1回指導対象保険医療機関等選定委員会 議事録 11頁8行目から10行目（本件不開示部分⑦）

当該部分に上記（イ）で不開示としている内容に関する説明が記載されており、上記（イ）と同様の理由から法5条6号柱書きに該当するため、原処分を維持し不開示とすべきものとする。

ウ 審査請求人の主張について

審査請求人は審査請求書において、情報公開・個人情報保護審査会の答申を引用しつつ、原処分が先例答申に反しているおそれがある旨

を主張するが、諮問庁としては、先例答申も踏まえ、対象行政文書に記載された情報を精査し、不開示とすべきか否かを判断しており、その不開示情報該当性については、上記イで述べたとおりであるから、その主張は失当である。

#### 4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、本件対象文書の不開示部分のうち一部を新たに開示し、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査審議を行った。

- |   |           |                                |
|---|-----------|--------------------------------|
| ① | 令和4年3月14日 | 諮問の受理                          |
| ② | 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受                  |
| ③ | 同月24日     | 審議                             |
| ④ | 同年4月19日   | 審査請求人から意見書1及び資料を收受             |
| ⑤ | 令和5年9月8日  | 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同月25日     | 諮問庁から補充理由説明書を收受                |
| ⑦ | 同年10月13日  | 審査請求人から意見書2及び資料を收受             |
| ⑧ | 同月30日     | 審議                             |
| ⑨ | 同年11月13日  | 審議                             |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示とされた部分の一部の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、諮問に当たり、審査請求人が開示を求める部分の一部を新たに開示することとし、その余の部分（以下「本件不開示維持部分」という。）については、その一部について、原処分における法の適用条項を変更した上で、不開示を維持することが妥当であるとしているので、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 不開示情報該当性について

###### (1) 本件不開示部分について

審査請求人は、審査請求書において、原処分において不開示とされた部分のうち以下のアないしキの部分の開示を求めている。

ア 別紙の1ウに掲げる資料2の7頁様式C—B医科・選定基準別個

別指導実施予定保険医療機関名簿Bの「内容を具体的に記入してください」欄（本件不開示部分①）

イ 同上 29頁様式C—A医科・選定基準別個別指導実施予定保険医療機関名簿Aの「内容を具体的に記入してください」欄（本件不開示部分②）

ウ 同上 30頁様式C—B医科・選定基準別個別指導実施予定保険医療機関名簿Bの「内容を具体的に記入してください」欄（本件不開示部分③）

エ 同上 34頁様式C—F医科・選定基準別個別指導実施予定保険医療機関名簿Fの「内容を具体的に記入してください」欄（本件不開示部分④）

オ 別紙の1カに掲げる議事録9頁の23行目及び24行目の不開示部分（本件不開示部分⑤）

カ 同上 10頁の16行目及び17行目の不開示部分（本件不開示部分⑥）

キ 同上 11頁の8行目ないし10行目の不開示部分（本件不開示部分⑦）

なお、諮問庁は、諮問に当たって、上記ウの不開示部分のうち診療科に関する情報を開示すると説明している。

## （2）不開示情報該当性について

ア 審査請求人は、審査請求書及び意見書に本件と同様の様式に対する過去の開示請求の事例に係る資料を添付し、本件の原処分比して、過去の開示請求の事例の方が開示されている範囲が広い旨主張している。そこで、当審査会事務局職員をして諮問庁に対して、原処分の判断に係る開示・不開示の考え方等について更なる説明を求めさせたところ、おおむね、以下のとおり説明する。

### （ア）過去の事例との関係について

a 審査請求人は、過去の事例を審査請求書及び意見書に添付し、原処分と開示範囲が異なる旨主張しているところ、まず、たとえ同じ様式であってもそこに記載されている内容（情報）は異なるのであるから、単純に比較できるものではない。

b また、審査請求人は、本件不開示部分③及び本件不開示部分⑥を例に挙げ、「指導対象となった保険医療機関が特定されないように必要最小限度の部分のみを法5条2号イに該当するとして不開示とした上で、その余の部分を開示することは可能」と主張している。

当該主張は、審査請求人が指摘する過去の事例において、様式

のうち「医療機関コード」及び「保険医療機関名」を不開示にするものの、「内容を簡潔に記載してください」欄を開示している事例が多くみられることを背景とするものと解される。

しかしながら、「医療機関コード」及び「保険医療機関名」を不開示にしたとしても「内容を簡潔に記載してください」欄を開示すると、保険医療機関等を特定し易くなることは明らかであり（しかも、過去の事例では、「内容を簡潔に記載してください」欄中に記載されている個別の診療科名までを開示している。）、下記d及び（ウ）の観点から、適当ではなかったと思料する。

- c また、審査請求人は、原処分不開示部分から判断すると、過去の事例では開示範囲が広すぎることになり、既に法5条2号イ及び6号柱書きの支障（おそれ）は生じていたはずではないか、実際に支障は生じていたのか、といった点を指摘したいものと解される（審査請求人は、審査請求書において、「内容を具体的に記入してください」欄を公にしたことにより、どのような支障が生じたのか、処分庁が把握している具体的な支障が生じた事実の有無及びその内容について説明を求める、としている。）。)

この点については、例えば、本件で法5条6号柱書きの支障として説明している「他の保険医療機関が手法を模倣し、指導を意図的に回避するおそれがある。その間に、関係資料の改ざん等が可能になることから、不正・不当請求の発見を困難とする」ということについていえば、そもそも手法の模倣、指導の意図的回避、関係資料の改ざん等は、当方に分からないようにされるものであり、正確な把握はできない。ただし、保険医療機関等の従事者等から、診療録等の改ざんが行われているといった情報提供が寄せられる現実の実態を踏まえると、それらの行為が行われることを危惧するに足る十分な理由になると考える。

- d 審査請求人は、審査請求書において、過去の答申を幾つか引用しているところ、その中で、例えば、平成26年度（行情）答申第237号では、文書2に記載されている「保険医療機関等のコード」、「保険医療機関等の名称」及び「選定事由欄」について、以下のi)及びii)のように判断している。

つまり、i)「医療機関コード」及び「保険医療機関名」とii)「選定事由欄」の双方をともに不開示にすべきと判断しており、i)「医療機関コード」及び「保険医療機関名」を不開示にすれば、それでもってii)「選定事由欄」を開示しても差し支えない

とは判断していないのである。この考え方は、本件の「医療機関コード」及び「保険医療機関名」と「内容を具体的に記載してください欄」との関係についても当てはまるものと解する。

i) 機関コード及び医療機関名について

当該保険医療機関等の名称の開示により、当該保険医療機関等の信用がその違反内容に比して低下するおそれがあるなど、現在及び将来の業務上の地位に不利益を与えることになる事態も推認されること等を考慮すれば、当該部分は、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとの諮問庁の説明は是認できる。したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ii) 選定事由欄について

当該部分には、選定事由が具体的かつ詳細に記されていることが認められるところ、これらは、保険医療機関等を指導の対象として選定するか否かの判断に当たっての基準や着眼点を端的に示すものであり、これを公にすると保険医療機関等に対する指導事務等の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあるとの諮問庁の説明は是認できる。したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 本件不開示部分③(30頁)の診療科名について

諮問に当たっての理由説明書において、本件不開示部分③(30頁)の診療科名を開示するとしたのは、本件不開示部分③が再指導に係る選定であり、診療科の名称は既に資料2の16頁(様式A-3)で明らかになっているからである。本件不開示部分②(29頁)及び本件不開示部分④(34頁)にも診療科の記載はあるが、本件不開示部分③とは事情が異なるので、これらについては、開示するとは判断していない。

(ウ) 本件不開示部分③について

- a 例えば、平成29年度(行情)答申第441号や平成30年度(行情)答申第364号の理由説明書では、個別指導の指導対象であることが公となった場合に生じる風評被害について、以下のように説明している。

これに対して、情報公開・個人情報保護審査会も「保険医療機関等に対する個別指導に関する情報は、一般には当該保険医療機関等にとって信用低下につながるおそれのある情報であることは否定できず、また、特定の保険医療機関等が、個別指導を

受けたことが公にされると、当該保険医療機関等の信用が低下し、現在及び将来の業務上の地位に不利益を与えることになることも推認されるところであることから、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。」と、理由説明書の考えを是認している。

【平成29年度（行情）答申第441号や平成30年度（行情）答申第364号の理由説明書における諮問庁の説明】

「当該保険医療機関等が個別指導の指導対象であることが公となれば、いわゆる風評被害等により当該保険医療機関等の信用の低下につながるおそれがあり、患者確保等の観点から不利な影響を及ぼす可能性が高く、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当する。」

b 本件においても、過去の先例答申において是認された上記aの考え方を基に、医療機関コードや医療機関等の名称といった直接の情報ではないものの、本件不開示部分③及び⑥を開示すると特定の保険医療機関等が個別指導を受けていることが明らかとなって当該保険医療機関等の信用が低下し、現在及び将来の業務上の地位に不利益を与えるおそれがあることを説明するものである。ただし、本件でいう「個別指導」に新規個別指導は含まれていない。

c ところで、「指導」は、保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼としており、「監査」は保険医療機関等の診療内容又は診療報酬の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、的確に事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼としている。したがって、監査を実施するのは「不正又は著しい不当が疑われる場合」となるため、指導を受けたからといって必ず監査に移行するわけではない。

指導の場で保険診療や診療報酬請求について診療録等を照らし合わせながら確認していく中で、「不正又は著しい不当が疑われた場合」は、指導を中止して監査に移行することになるが、「診療内容又は診療報酬の請求に関し、適正を欠く部分が認められ、再度指導を行わなければ改善状況が判断できない場合」には、「再指導」を行って、個別指導の場で改善状況を確認することとなる。

指導は、その場で、保険ルールをきちんと理解しているか、理解していなければ、こういうルールがあり、それを満たしたカルテ記載になっていないというようなことを指摘・説明していくものであるが、再指導は、そもそもの保険ルールの理解が乏しい（このことが「適正を欠いている」こととなる。）ため、きちんと保険ルールを理解し、それにのっとった診療行為・請求行為を行っているか（改善されたか）を、指導の場で確認するということになる。再指導を行った結果、改善が十分になされておらず、なお適正を欠く部分が認められれば、再指導の措置がなされ、翌年度も指導を受けることとなる。

d 本件不開示部分③には再指導の対象となる保険医療機関等の情報が記載されているところ、本表が再指導の対象が記載されている表であること、そのこと自体は既に明らかとなっている。

そうすると、上記cのとおり、保険医療機関等が再指導の対象となっていることが公にされると、「指導」の場合に比して、信用上より深いダメージを受けることが想定されるので、個別指導の場合（新規個別指導を除く。）に比して、不開示とすべき要請は更に強いといえる。

(エ) 本件不開示部分④について

本件不開示部分④（34頁 様式C-F）は、「その他特に都道府県個別指導が必要と認められる保険医療機関」の表である。当該年度に個別指導を実施しなければならなくなった事情が記載されているが、記載されている表面的な事情のみでもって判断しているのではないところ、公にすると、記載の表面的な事情を模倣する保険医療機関等が増加し、事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると考ええる。

審査請求人は、本件不開示部分④及び本件不開示部分⑤について、「特に都道府県個別指導が必要と認められる場合」に該当するとして指導に選定されている以上、他の保険医療機関等が手法を模倣したとしても、処分庁は、当該保険医療機関に対しても同様に指導対象に選定すればよい旨主張しているところ、当該主張は、そもそも、模倣されると保険医療機関等に対する指導・監査事務に支障が生じることを度外視するものであり、看過できる主張ではない。

(オ) 本件不開示部分①について

本件不開示部分①（7頁）は、本件不開示部分③（30頁）と同様、様式C-B（再指導となる保険医療機関等）に記載されている箇所である。

同じ様式C-Bに記載されていないながら、原処分では不開示部分③は法5条2号イの不開示事由、不開示部分①は同条6号柱書きの不開示事由に該当すると判断しているところ、不開示情報が統一されていない理由は確認できていないが、医療機関側自らが指導対象に選定されることを知りえることにより隠蔽工作や改ざん等がなされる可能性が生じ、もって適正な業務遂行に支障を来すことから同号柱書きとする場合や、個別指導を受け再指導と措置されたことを世間が知ることにより、当該保険医療機関が適切な保険診療を行っていない、加えて不正な診療行為を行っているのではないかとの風評被害のおそれがあることから同条2号イとする場合もあり得るので、処分庁において事象に合わせて判断しているものと理解している。

(カ) 本件不開示部分②について

本件不開示部分②については、理由説明書で説明するとおりである。

イ 以下、検討する。

(ア) 本件不開示部分①について

当該部分の不開示情報該当性について、諮問庁は上記第3の3(3)イ(ア)のとおり説明する。

a そこで検討すると、当該部分には個別指導の対象となった保険医療機関等の特定につながり得る情報が記載されていると認められる。このため、当該部分を公にすることにより、風評被害が発生する等、当該保険医療機関の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとの諮問庁の説明は是認できる。

したがって、当該部分は法5条2号イに該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b なお、審査請求人は、意見書2(上記第2の2(3))において、i)過去の別件開示請求の事例では、特定の保険医療機関が特定の年月日に行政指導を受けた旨は公にされており、ii)個別指導において保険医療機関に改善を求めた主な指摘事項や、診療報酬の請求に際して誤りが起きやすく、個別指導において指摘する機会が比較的多い事項もウェブサイトで公にしている等の主張をしている。

しかしながら、本件不開示部分①の内容は審査請求人が指摘する別件開示請求において開示された文書の記載内容とは異なるものであり、また、諮問庁が上記ア(ア)において述べるよう

に、その後の判断として、別件開示請求の判断が妥当といえるどうか疑義があり得ることからすれば、別件開示請求での判断が本件対象文書の開示・不開示の判断を拘束するものとはいえない。

また、ウェブサイトに掲載されている文書と本件対象文書とでは内容、性格が異なるものと認められ、両者を単純に比較することはできない上、仮に、細部に一致している情報があるとしても、開示・不開示の判断は、個々の文書の性格や当該情報の内容・性質を踏まえた上で個別に判断されるべきである。

(イ) 本件不開示部分②について

当該部分の不開示情報該当性について、諮問庁は上記第3の3(3)イ(イ)のとおり説明する。

そこで検討すると、当該部分には選定に至った具体的内容が記載されておりその内容は情報提供の具体的な内容である。このため、これを公にすると、何らかの不利益を被る可能性があること等を懸念し、保険医療機関等による不正行為を防止する等の観点から、これまで情報提供を行っていた者一般が、情報提供をちゅうちょするなどの自制的な行動につながり、事務の遂行に支障が生じるおそれがあることは否定し難い。

したがって、当該部分は法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 本件不開示部分③について

当該部分の不開示情報該当性について、諮問庁は上記第3の3(3)イ(ウ)のとおり説明する。

a そこで検討すると、当該部分(下記bを除く。)には個別指導の対象となった保険医療機関等の特定につながり得る情報が記載されていると認められる。このため、当該部分を公にすることにより、風評被害が発生する等、当該保険医療機関の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとの諮問庁の説明は是認できる。

したがって、当該部分は法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

b 番号1及び2に係る「内容を具体的に記入してください」欄の各1行目10文字目ないし16文字目(空白を除く。)は、開示されている表上部の説明部分から推察される情報であり、これを公にすることにより、当該保険医療機関が特定されるおそれがあり、風評被害が発生する等、当該保険医療機関の競争上の地位そ

の他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

(エ) 本件不開示部分④について

当該部分の不開示情報該当性について、諮問庁は上記第3の3(3)イ(エ)のとおり説明する。

そこで検討すると、当該部分には選定に至った具体的内容が記載されており、その内容は特に都道府県個別指導が必要と認められる場合の内容である。これを公にすることにより、他の保険医療機関が手法を模倣し、指導を意図的に回避するおそれがある。その間に、関係資料の改ざん等が可能になることから、不正・不当請求の発見を困難とし、事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの諮問庁の説明は是認できる。

したがって、当該部分は法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(オ) 本件不開示部分⑤、⑥及び⑦について

当該部分の不開示情報該当性について、諮問庁は上記第3の3(3)イ(オ)、(カ)及び(キ)のとおり説明する。

そこで検討すると、本件不開示部分⑤には本件不開示部分④で不開示としている内容に関する説明が、本件不開示部分⑥には本件不開示部分③で不開示としている内容(上記(ウ)bを除く。)に関する説明が、本件不開示部分⑦には本件不開示部分②で不開示としている内容に関する説明がそれぞれ記載されていると認められる。

したがって、本件不開示部分⑤及び⑦は、上記(イ)及び(エ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、また、本件不開示部分⑥は、上記(ウ)aと同様の理由により、同条2号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条2号イ及び6号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別紙の4に掲げる部分は、同条2号イ及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥

当であるが、別紙の 3 に掲げる部分は、同条 2 号イに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第 3 部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

## 別紙

### 1 本件対象文書

ア	令和3年度	第1回	指導対象保険医療機関等選定委員会	
イ	令和3年度	第1回	指導対象保険医療機関等選定委員会	資料1
ウ	令和3年度	第1回	指導対象保険医療機関等選定委員会	資料2
エ	令和3年度	第1回	指導対象保険医療機関等選定委員会	資料3
オ	令和3年度	第1回	指導対象保険医療機関等選定委員会	参考資料
カ	令和3年度	第1回	指導対象保険医療機関等選定委員会	議事録

### 2 審査請求人が開示を求める本件不開示部分

- ア 本件不開示部分①ないし④は，上記1ウの文書中に存在
- イ 本件不開示部分⑤ないし⑦は，上記1カの文書中に存在

### 3 開示すべき部分

本件不開示部分③のうち，番号1及び2に係る「内容を具体的に記入してください」欄の各1行目10文字目ないし16文字目（空白を除く。）

### 4 不開示とすべき部分

上記3に掲げる部分を除いたその余の本件不開示部分①ないし⑦（諮問庁が，諮問に当たって開示すると説明する部分を除く。）